

【資料変更履歴】

RIM グリーン調達ガイド関連資料 変更履歴（主なもの）

資料名	日時	内容
グリーン調達ガイドライン及び表、様式	2016.4.1	全面刷新
様式1,2,3,4	2017.1.19	説明注記を追加
表1.2.6	2017.4.1	含有禁止物質リスト No.3 ポリ塩化ナフタレン 塩素数 3→1
表2 含有禁止物質管理基準	2017.11.20	注記の誤記修正 ※3,4 適用時期
グリーン調達ガイドライン表1,2,6	2018.11.1	グリーン調達ガイドライン A I S→ケムシエルパ・JGPSSIに関して削除 表1,2,6 BNST削除
グリーン調達ガイドライン表1,2,6	2019.5.1	表1.2,6 ハロゲン化合物を構造内に含む包装プラスチックを追加
表1,様式1	2019.7.22	表1 フタル酸エステル類の納入禁止日を削除 様式1 フタル酸エステル類のチェック欄削除
表1, 表2, 表3, 表6, 表10	2020年4月	(1) 鉛及びその化合物の除外用途「集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛」の適用可能条件を追加した。 (2) 「パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びそのエステル」の名称を「パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質」に変更し、使用・用途例、含有閾値等の管理基準、及び物質詳細リストを変更した。 (3) 「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル(DEHP)、ブチルベンジンフタレート(BBP)、ジブチルフタレート(DBP)、ジイソブチルフタレート(DIBP)」のEU RoHS指令対象外製品の管理基準を追加し、包装材の管理基準を変更した。
表1, 表2, 表6, 表10, 表12	2022年3月	(1) 含有禁止物質に以下の物質を追加した。 ・ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質 ・リン酸トリス(イソプロピルフェニル) [PIP(3:1)] (2) 表2「パーフルオロオクタン酸（PFOA）関連物質」の、物質名、除外用途・使用例等の管理基準を変更した。 (3) 表2「ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）」の含有閾値を追加した。 (4) 表2「ヘキサブromシクロデカン（HBCDD）」の含有閾値を変更した。 (5) 表6に(1)の含有禁止物質 2 物質を追加した。 (6) 表10「パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質」について、参照法規制の変更にともない、「EU POPs 規則 Annex I で規制されている物質」として物質の定義を修正した。 (7) 表12に「ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質」の対象物質リストを追加した。
様式1, 様式2	2022年10月	表1 リコー株式会社に納入する→リコーイメージング株式会社に納入するに変更した。 様式2 対象物質を表4,表5→表5に変更した。
表2, 表3	2023年9月	1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関連する法規制の改訂を反映した。 2. 主な改訂内容 (1) 表2 の下記物質について、除外用途等の管理基準を変更した。 ・水銀及びその化合物 一部除外用途の削除、期限の追加、変更 ・パーフルオロオクタン酸（PFOA）関連物質 一部除外用途の削除 ・ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質 一部除外用途の削除 (2) 表2「ハロゲンを構造内に含むポリマー及びハロゲン化合物を添加したポリマー」に注釈を追加した。 (3) 表3 を削除し、包装材の管理基準は表2 に反映した。

資料名	日時	内容
表1, 表2, 表3, 表6	2023年12月	<p>1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関連する法規制の改訂を反映した。また、含有禁止候補物質に関する項目を追加した。</p> <p>2. 主な改訂内容</p> <p>(1) 含有禁止物質の追加に伴ない 表1, 表2, 表6に下記物質を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩およびPFHxS関連化合物 <p>(2) 表2に下記物質について、用途・使用例、閾値等の管理基準を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物 ・鉛及びその化合物 ・水銀及びその化合物 <p>(3) 表3として含有禁止候補物質リストを新設</p>
表1, 表2, 表3	2024年5月	<p>1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質に関連する法規制の改訂を反映した。</p> <p>2. 主な改訂内容</p> <p>(1) 含有禁止物質の追加 (含有禁止候補物質から含有禁止物質に変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デクロンプラス ・UV-328 <p>(2) 表2の下記物質について、物質名、除外用途、閾値等の管理基準を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛及びその化合物 ・ハロゲンを構造内に含むポリマー及びハロゲン化合物を添加したポリマー ・ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、その塩及び関連物質 ・リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1)) <p>(3) 含有禁止候補物質の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペル及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)